

グループホームぼだいじ共用型指定認知症対応型通所介護 運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人近江ちいろば会が開設するグループホームぼだいじ共用型指定認知症対応型通所介護（以下「事業所」という）が行う介護認知症対応型通所介護の事業（以下「事業」という）の適正な運営を確保するために人員及び運営管理に関する事項を定め、事業所の生活相談員または看護職員、介護職員等の従事者（以下、「従事者」という）が、社会的孤立感の解消及び心身機能の維持、並びに要介護者の家族の身体的・精神的負担の軽減を図るため要介護者に対し、共用型指定認知症対応型通所介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 本事業所は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、要介護者の心身機能の維持回復を図り、生活機能の維持又は向上を目指す。
- 2 事業の実施にあたっては、関係市町村、関係地域包括支援センター、居宅介護支援事業所、地域の保健・福祉・医療サービスとの綿密な連携を図り総合的なサービスの提供に努めるものとする。
 - 3 事業の実施にあたっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又は家族に対し、サービスの提供等について、理解しやすいように説明を行う。
 - 4 事業の実施にあたっては、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所、地域の保健・福祉・医療サービスとの綿密な連携を図り総合的なサービスの提供に努めるものとする。
 - 5 上記のほか、「湖南省指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例」の規程を遵守し、事業を実施するものとする。

(事業所の名称等)

第3条 名称及び所在地は次の通りとする。

- (1) 名称 グループホームぼだいじ共用型指定認知症対応型通所介護
- (2) 所在地 滋賀県湖南省菩提寺327-16

(事業所に勤務する職員の職種、員数、及び職務内容)

第4条 本事業所に勤務する職種、員数、及び職務内容は次の通りとする。

- (1) 管理者 1名（兼務）
 - ア 従業者の管理及び業務の管理の一元的管理を行う
 - イ 認知症通所介護計画を作成し、利用者又はその家族に対し、その内容等について説明を行うものとする。

(2) 介護職員 1名以上

ア 利用申し込みの調整

イ 管理者の補助ならびに利用者又はその家族の生活の相談に応じるとともに、認知症対応型通所介護計画に基づいたサービスの実施のために必要な連絡調整を行う。

ウ 認知症対応型通所介護計画に基づき主として利用者の介護サービスの提供を行う。

(4) その他補助職員

ア 利用者の状況に応じて配置し、本事業所職員の業務を補助する。

各職種の職員は、グループホームほだいじの職員を兼務する。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次の通りとする。

(1) 営業日 月曜日から日曜日までとする。(12月30日～1月3日を除く)

(2) 営業時間 10時から15時までとする。

・基本サービス提供時間 10:30から14:00までとする。

(共用型指定認知症対応型通所介護の利用定員)

第6条 事業所の利用定員は、1日3人とする。

(共用型指定認知症対応型通所介護の内容及び料金その他の費用の額)

第7条 認知症対応型通所介護の内容は次の通りとし、認知症対応型通所介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該認知症対応型通所介護が法定代理受領サービスであるときは、利用者の介護保険負担割合証に記載された割合の額とする。

(1) 生活指導（相談援助等）

(2) 機能訓練（日常生活動作訓練等）

(3) 介護サービス

(4) 健康状態の確認

(5) 送迎

(6) 食事の提供

(7) 入浴サービス

2 前項の支払を受ける額その他、次の各号に掲げる費用の額の支払を利用者から受けけるものとする。

(1) 本事業所の通常の事業実施地域以外に居住する者に対して行う送迎に要する費用

通常の事業実施地域を越える地点から、1kmにつき100円

(2) 通常要する時間を超える共用型認知症対応通所介護であって利用者の選定に係るものの提供に伴い必要となる費用のうち、通常の共用型認知症対応通所介護に係る基準額を超える費用

(3) 食事の提供に要する費用 **800円/1食**

(4) おむつ代

実費

(5) 前号に掲げるもののほか、共用型認知症対応通所介護の提供において通常必要となるものに係る費用であって、利用者に負担を求めることが適当と認められる費用

レクリエーションに係る費用（外出レクリエーション時の入園料等）材料代等の実費

(6) キャンセル料

利用日の前日中にご連絡がなかった場合、一律 2,000 円、

食事代 **800 円**

なお、利用者の心身の状態の急な変化による連絡の遅れは除くものとする。

3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対し事前に説明を行ったうえで、支払の同意を得なければならない。

(通常の事業の実施地域)

第 8 条 通常の事業の実施地域は、湖南省とする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第 9 条 利用者は、共用型認知症対応通所介護の利用にあたっては、医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態等を本事業所の職員に連絡し、心身の状況に応じた利用を心がける。

(緊急時における対処方法)

第 10 条 本事業所に勤務する職員は、共用型認知症対応通所介護事業の実施中の利用者の心身状態の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告しなければならない。

2 利用者に対する共用型認知症対応型通所介護事業の提供により事故が発生した場合は、関係市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講ずるものとする。

3 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して行った処置の状況について記録をするものとする。

4 利用者に対する共用型認知症対応型通所介護事業の提供により賠償すべき事項が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

(非常災害対策)

第 11 条 非常災害対策に備えて必要な設備を設け、消防計画、風水害、地震等に対処する計画を作成し、通報及び関連機関との連携体制を整備し、防火管理者または火気・消防等についての責任者を定め、年 1 回定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う。

2 非常災害の発生の際にその事業が継続できるように、他の社会福祉施設との連携および協力を行う体制を構築するように努める。

(苦情処理)

第12条 提供した共用型認知症対応通所介護に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、相談窓口を設置し、苦情の内容を配慮して必要な措置を講ずるものとする。

(虐待防止に関する事項)

第13条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
- (2) 虐待防止のための指針の整備
- (3) 従業者に対し虐待を防止するための定期的な研修の実施
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

(その他運営に関する留意事項)

第14条 事業所は、全ての通所介護従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また、従業者の質的向上を図るための研修の機会を設け、また、常に業務体制を整備する。

- 2 事業所は、すべての従業者等に対し、健康診断等を定期的実施するとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努め、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、必要な措置を講じるものとする。
- 3 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 4 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。
- 5 事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより通所介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
- 6 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- 7 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は社会福祉法人近江ちいしば会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(職員の兼務・設備の共用)

第15条 この規定に定める職員及び事業の運営に必要な設備等は、併設する認知症対応型共同生活介護であるグループホームぼだいじと、兼務、共用するものとする。

(附則) この規程は、平成27年10月 1日から施行する。

(附則) この規程は、平成28年 4月 1日から施行する。

(附則) この規程は、平成29年12月 1日から施行する。

(附則) この規程は、平成30年 8月 1日から施行する。

(附則) この規程は、令和 2年 6月 1日から施行する。

(附則) この規程は、令和 3年 6月 1日から施行する。

(附則) この規程は、令和 5年 4月 1日から施行する。

(附則) この規程は、令和 6年 4月 1日から施行する。

(附則) この規程は、令和 7年 4月 1日から施行する。